

契約業者に対する取引停止等の措置規定

この規定は、公益財団法人 沖中記念成人病研究所(以下「この法人」という)における研究活動の不正行為の防止に関する規程第24条4項について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 この法人における物品の購入、製造、役務及びその他の契約(以下「契約」という)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この規定の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規定において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、および随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 物品調達業務を所掌する調度課長は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、最高管理責任者ならびに統括管理責任者の承認を得て当該業者に対し取引停止を行うものとする。

- 2 学会、公共機関等からの情報および主要報道機関の報道により知り得た業者が、別表の措置要件に該当し、かつ、この法人が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合も同様とする。
- 3 前項に掲げる場合のほか、調度課長が特に必要と認める場合。
- 4 調度課長は、1項の規定により取引停止の措置を講じるときは、速やかに取引停止とする業者に対し、取引停止の期間、内容、理由、及びその他必要な事項を通知するものとする。
- 5 調度課長は、取引停止中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、最高管理責任者ならびに統括管理責任者の承認を得て、取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 調度課長は、取引停止中の業者であっても、当該業者からでなければ納入等ができないなどの特別な事情がある場合は、最高管理責任者ならびに統括管理責任者の承認を得て、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
- 7 調度課長は、取引停止中の業者が当該事案についての責を負わないことが明らかになったときは、当該業者の取引停止を解除するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第4条 調度課長は、取引停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(取引停止等の報告)

第5条 調度課長は、本規定により取引停止の措置を講じたとき、または取引停止を解除したとき及び業者に対して警告又は注意の喚起を行った場合は、当該事案についての事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項をとりまとめ、最高管理責任者並びに統括管理責任者に報告し、併せ、この法人のホームページにて情報を公開するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、取引停止に関する措置要件および取引停止期間は別表に定める。

附 則 この規定は、平成28年1月1日より施行する。

平成27年12月 1日 制 定

契約に係る取引停止等の取扱い(別表)

| 措置要件 | 取引停止期間 |
|--|--------------------------|
| この法人の役職員および研究者等と共謀して、架空取引または事実と異なる取引を偽装し、代金を不正に受領したと認められるとき。 | 認定をした日から 24か月以上 |
| 談合及び贈賄に類似する行為があったと認められるとき。 | 認定をした日から 24か月以上48か月以内 |
| 当該業者の代表役員等が禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当と認められるとき。 | 認定をした日から 12か月以上24か月以内 |
| 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当と認められるとき。 | 認定をした日から 12か月以上24か月以内 |